

損害保険ジャパン株式会社

スチュワードシップ活動に関するご報告  
(2022年10月～2023年9月)

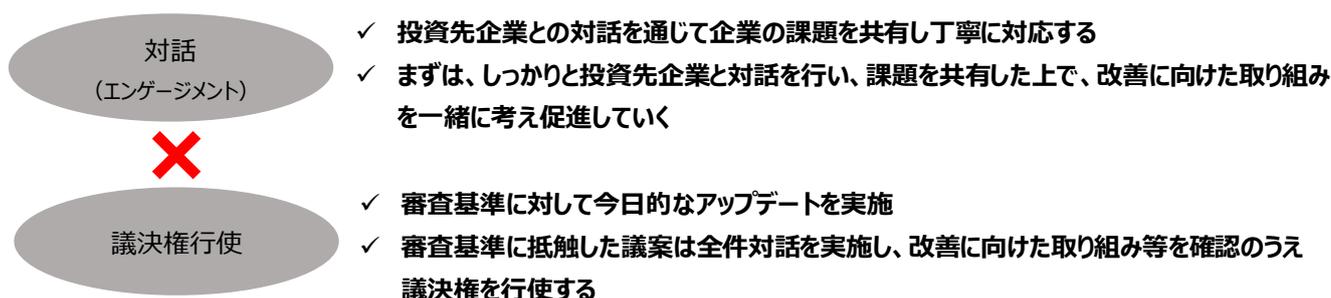
当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、投資先企業の企業価値向上・毀損防止や持続的成長を促すスチュワードシップ責任を果たすべく、当該企業との建設的な目的をもった対話等に取り組んでいます。

この取組みにつき、2022年10月から2023年9月までの状況をご報告いたします。

## 1. 投資先企業との対話

### (1) 対話における基本方針

当社は、投資先企業のESG（環境・社会・ガバナンス）課題を中心とした非財務情報等、業績動向、経営戦略、事業リスク等の的確な把握に努め、投資先企業の中長期的な企業価値向上や持続的成長に向け、建設的な目的を持った対話を通じて投資先企業と認識の共有を図るとともに、必要に応じて意見具申、リスクマネジメントの提供などを行うことで、問題の改善に努めてまいります。



### (2) 対話のテーマ

当社は、投資先企業について重要性や持続的成長等の観点から、株式保有時価、議決権割合、ESGの取り組みなどを総合的に勘案して対象先を選定し、以下のテーマを中心に実効性ある対話を実施いたしました。

カテゴリー	主要な対話テーマ
ESG (環境・社会・ガバナンス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GHG排出量削減等のサステナビリティを巡る課題について</li> <li>・TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に対する取り組みについて</li> <li>・ESGスコア向上に向けた取り組みについて</li> <li>・女性管理職の数値目標について</li> <li>・地域社会との共生の取り組みについて</li> <li>・社外取締役の選任状況、機能発揮状況、独立性等について</li> <li>・株主との対話の状況について</li> </ul>
業績動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続赤字企業の業績改善策について</li> <li>・前期業績の要因および今期業績見通しについて</li> </ul>
資本政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主還元方針について</li> <li>・株主資本利益率や株主還元状況等について</li> </ul>
経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東証上場維持基準を踏まえた市場区分変更について</li> <li>・ディスクロージャー誌のコンテンツについて</li> </ul>
事業リスク等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ禍におけるリスク分散戦略等について</li> </ul>

### (3) 対話事例

対話の具体的な事例は以下のとおりです。

カテゴリー	具体的な対話内容
ESG(全般)	A社とは、A社における株主との対話に関する取組みやディスクロージャー誌の内容について対話を行いました。 ⇒ 当社の議決権行使の考え方や今後の方向性等について意見交換を行いました。
	B社とは、B社におけるESGに関する取組み全般について対話を行いました。 ⇒ ESGスコア向上に向けた取組みや、女性管理職の数値目標、温室効果ガス(GHG)排出量削減等のサステナビリティを巡る課題、株主との対話に関する取組みなどについて意見交換を行いました。
ESG(環境)	C社とは、過年度に引き続き、TCFD賛同表明に伴う統合報告書の掲載内容について対話を行いました。 ⇒ 温室効果ガス(GHG)排出量削減目標と実績、平均気温の上昇予測に基づくシナリオ分析の掲載を推奨していたところ、当年度の統合報告書に掲載したことを確認しました。
	D社とは、TCFD提言への対応や統合報告書の掲載内容の充実について対話を行いました。 ⇒ 当社を含む株主や市場からの要請を踏まえ、2024年度にTCFD賛同を表明する予定であることを確認しました。
ESG(社会)	E社とは、取締役会のジェンダー多様性について対話を行いました。 ⇒ 女性活躍推進の取組みが奏功し、女性取締役が就任予定であり、今後さらに女性取締役を増やしていく予定であることを確認しました。
ESG(ガバナンス)	F社とは、社外役員の長期在任年数について対話を行いました。 ⇒ 社外役員の独立性については社内基準に基づき検証しており、複数の社外役員の任期のバランスを取ることで役員間のシナジーを期待していることを確認しました。
業績動向	G社とは、連続赤字であることを踏まえ業績改善策について対話を行いました。 ⇒ 構造改革を含む事業計画に基づき、持続的成長に向けた体制の立て直しを進め、損益改善の取組みを進める方針であることを確認しました。
資本政策	H社とは、株主資本利益率や株主還元状況について対話を行いました。 ⇒ 同社としても課題認識はしており、収益力の回復を図り株主還元を強化する方針であることを確認しました。
経営戦略	I社とは、東証プライム市場からスタンダード市場への移行決定について意見交換を行いました。 ⇒ 今後の中長期的な企業価値向上に向け、事業リスクやESG課題など幅広く対話を行いました。
事業リスク等	J社とは、新型コロナ禍により不芳となった事業セグメントを補完するための各種戦略について対話を行いました。 ⇒ eコマース施策を推進した結果、その成果が見え始めていることを確認しました。

## 2. 議決権行使

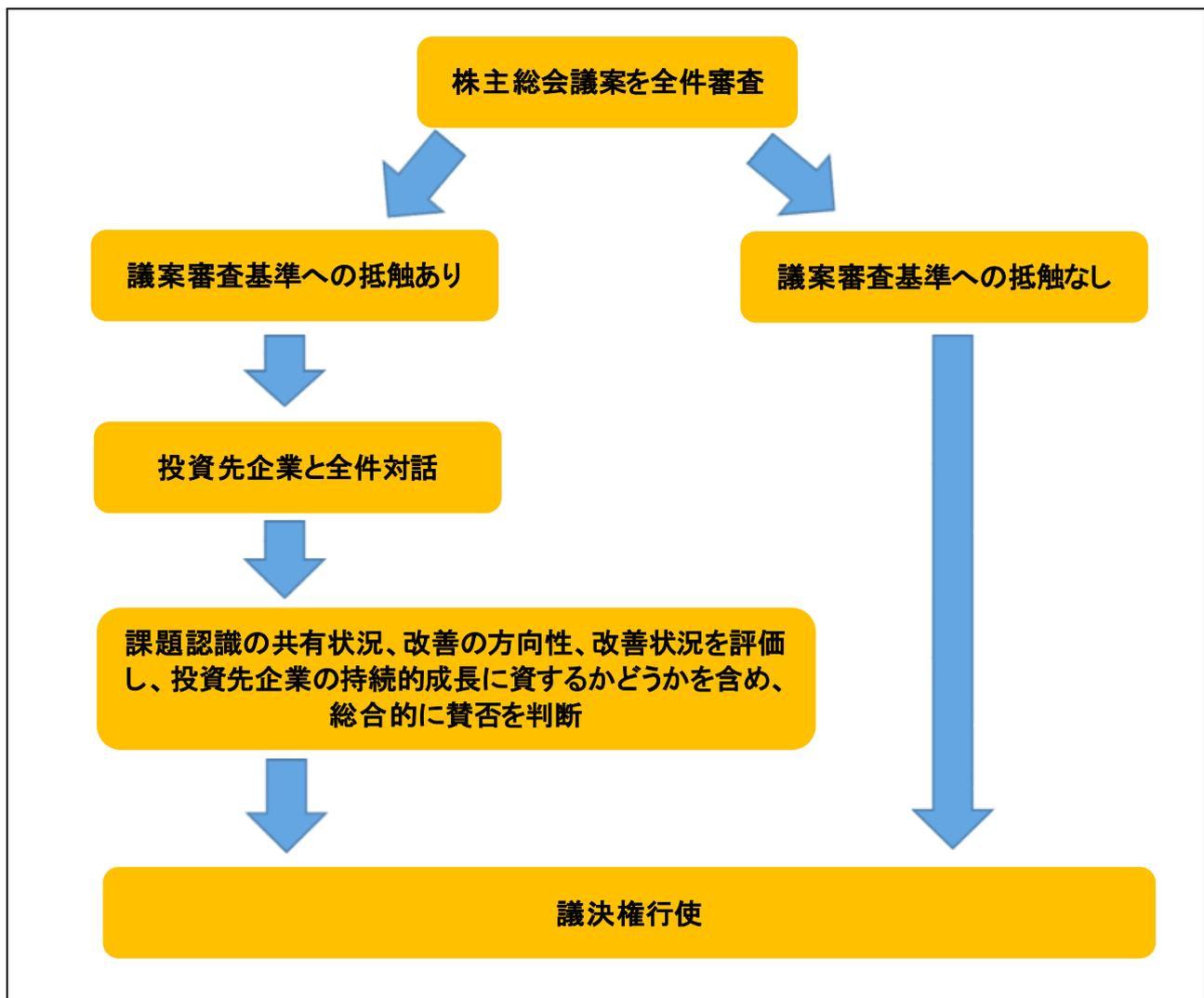
### (1) 議決権行使の基本方針

当社は、投資先企業の持続的成長に資することを基本方針とし、議決権行使も投資先企業の持続的成長に資する重要な機会と捉え、ESGへの取組状況、コーポレートガバナンスの整備状況、コンプライアンス体制なども勘案のうえ適切に議決権を行使いたします。議決権行使にあたっては、当社で定めている議案審査基準に基づき賛否の判断をしています。

特に議案審査基準に抵触する議案については、全件当該企業との対話を実施し、その目的や背景を確認するなど、十分に調査したうえで判断しています。

### (2) 議決権行使のプロセス

当社の議決権行使のプロセスは以下のとおりです。対話を通じて課題の改善を促したにもかかわらず、改善が図られない、または改善が不十分と判断される場合には、議案に不賛同とします。



なお、議決権行使にあたって、当社が特に着目する項目は以下のものが含まれます。

項目	審査基準
株主価値に著しいマイナス影響を与える可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な資産の譲渡</li> <li>・合併または完全子会社化等による株式の異動</li> <li>・社会的に大きく取り上げられるような問題を抱えている企業の議案</li> <li>・解散</li> <li>・有利発行による第三者割当増資</li> <li>・敵対的買収防衛策の導入等</li> </ul>
業績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務超過等の業績不振企業における役員への退職慰労金贈呈</li> <li>・一定期間連続での業績赤字</li> <li>・株主資本利益率や株主還元状況等</li> </ul>
ESGに関する整備・運営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外役員の取締役会、監査役会出席率が75%未満</li> <li>・社外監査役へのストックオプション、退職慰労金贈呈</li> <li>・社外取締役1/3未満(東証プライム上場)</li> <li>・社外取締役2名未満(東証スタンダード上場)</li> <li>・社外取締役不在(上記以外上場)</li> <li>・連続赤字企業が役員報酬を増額</li> <li>・取締役解任決議要件を加重する定款変更</li> <li>・財団等に自己株式を処分</li> <li>・社外役員の在任年数12年以上</li> <li>・GHG排出量削減等のサステナビリティを巡る課題への対応不十分</li> </ul>
他	株主提案

当社は、ステュワードシップ責任を果たすためには、投資先企業との建設的な対話やリスクマネジメントの提供などの活動を通じて、企業価値の向上、毀損防止や持続的成長を促すことが重要と考えており、議決権の行使もこうした活動の一環と位置付けています。このため、審査基準を画一的に適用して機械的に賛否を判断するのではなく、当該企業との対話を重視し、その内容を踏まえて、企業価値の向上、毀損防止や持続的成長につながるかどうか等の視点に立って議決権を行使しています。

### (3) 議決権行使の結果

2022年10月から2023年9月までに当社が実施した議決権行使結果は以下のとおりです。

	合計	うち不賛同
1. 会社提案	2,392	8
剰余金処分	523	0
取締役選任	969	5
監査役選任	442	0
定款一部変更	133	0
退職慰労金支給	41	3
役員報酬額改定	129	0
ストックオプション	7	0
会計監査人選任	19	0
企業再編関連	5	0
その他会社提案	124	0
(うち、買収防衛策)	39	0
2. 株主提案	221	221
1. および2. の合計	2,613	229

このうち、不賛同とした議案の事例は以下のとおりです。

#### ①取締役会の実効性

社外取締役が2名に満たないK社に対しては、複数年にわたって独立社外取締役を複数名採用するよう要請してきましたが、今年度も改善が見られないことから、再び改善を要請するとともに、代表取締役の選任議案に不賛同としました。

#### ②社外取締役の機能発揮状況

社外取締役の取締役会出席率が芳しくないL社に対しては、複数年にわたって取締役会への出席率を改善するよう要請してきましたが、今年度も改善が見られないことから、再び改善を要請するとともに、取締役選任議案に不賛同としました。

#### ③取締役会の実効性

社外監査役への退職慰労金贈呈を議案とするM社に対しては、過年度より社外監査役の独立性の観点から見直しを要請してきましたが、改善が見られないことから、再び改善を要請するとともに、当該議案に不賛同としました。

### 3. スチュワードシップ活動の振り返り

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行い、必要に応じてリスクマネジメントなどを提供することで、当該企業の企業価値の向上、毀損防止や持続的成長を促すことに努めることとしております。

特に近年は、コーポレートガバナンス改革やPBR改善に向けた取組み、また、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮も含め、企業価値向上に資する骨太な論点が提起されており、投資先企業の中長期的な企業価値向上に向け、建設的な「目的を持った対話」を行う機関投資家としての責任はますます高まっていると認識しております。

このような認識のもと、コーポレートガバナンス・コードや東証市場区分の見直し、GHG排出量削減等のサステナビリティを巡る課題への対応などを踏まえた議案審査基準の見直しを行うとともに、対話対象投資先企業の裾野の拡充や、対話実施に際しての論点・話法のブラッシュアップなど、スチュワードシップ活動の実効性を上げる取組みを進めて参りました。また、議案審査基準に抵触する議案については、全件投資先企業との対話を実施のうえ、画一的に賛否を判断するのではなく、企業の状況や改善見込みなどについて対話を行い、議決権行使を実施しました。

この結果、対話により課題認識を共有し、改善を促す取組みが実現できた事例を積み上げることができましたが、社外取締役の独立性に関する論点などにおいて、課題認識の十分な共有に至らなかった事例も存在します。形式的な判断基準により議決権を行使することはスチュワードシップ活動の本旨にもとるものと理解しており、いかに投資先企業の納得感が得られる対話を実現するかが課題であると認識しております。

当社は、対話のさらなる拡充と深化に向け、スチュワードシップ活動上の課題の特定と改善策の実施を継続的に進めて参ります。

以上